

意見検討結果一覧表

（案名： 岩手県自然環境保全指針の改定について ）

| 番号 | 意見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への反映状況 |
|----|--|---|----------|
| 1 | <p>4の「優れた自然」の保全に係る部分の記述について意見を申し述べます。</p> <p>「(3)エで」記述されている野生生物の生息地や生息に適した環境の保全に当たっては、森林や架線の流域などの連続性、一体性に配慮していく……」に照らしてみても、現状はかなり乖離しているように思っています。現地の調査がどの程度行われているのか不明ですが、河川や溪流に生物の移動を妨げる砂防施設が多く、この点の改善が進められるように願っています。例えばサケ、サクラマスやアユなど、海から川を遡上して種をつなぐ種にとって、遮断する形状の堰ていでは命の連続を遮断し、その河川での種の減少をまねいてしまっているのではないのでしょうか。砂防施設については最大必要な場合は河川環境を寸断しない形状への変更を進めるような指針を示してください。</p> | <p>本指針は、本県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針として、自然環境の保全について一般的な方向性を示すものです。ご意見のありました砂防施設など、個別の施策を行う際には、この指針の趣旨・内容を踏まえ、当該地域の自然特性に応じた具体的な保全方策を検討・実施していただきたいと考えています。</p> | D（参考） |
| 2 | <p>県立自然公園の管理が市町村に移譲されていますが、市町村によっては「環境保全」についての担当部署がなく、独自の具体的な保全策を持っていないように感じています。専門的な知識を持つ職員の配置もなく絶滅が危惧されている種の生息・生育が十分調査されていない状況があり、もっと市民や自然保護団体等からの情報提供に誠実に対応して保全策をしめすように市町村への指導を行う指針であってほしいと思います。</p> | <p>本指針は、本県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針として、自然環境の保全について一般的な方向性を示すものです。なお、市町村に対しては、それぞれの施策立案において活用していただけるよう、指針に対する理解と協力を求めています。</p> | D（参考） |

| 番号 | 意見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への反映状況 |
|----|---|--|----------|
| 3 | <p>指針の性格の記述に見られる市町村や事業者に「保全策を期待する」だけではなく、指針に沿った指導を行うようにするべきではないでしょうか。その理由は、事業の計画時に環境アセスが義務付けられていない場合、事業者の自主調査が不十分で法に準拠した調査がおこなわれない場合が多々あるように思います。県の条例アセスも 50ha 以上が対象になっているので、アセスも行われずに環境の改変が行われる可能性があります。例を示すと、大船渡市で事業を進められている大規模太陽光発電所建設は、既設、新設計画が五葉山県立自然公園内で展開していることです。どちらもアセス対象事業でないために、貴重な自然環境が大きく改変されます。どちらも希少猛禽類が生息しています。山地での開発行為は生息している野生生物の追い出しにつながり、山麓の農地への被害に不安を感じています。既設の発電所では所内及び周辺や農地に外来種法で要注意外来生物に指定されているアメリカオニアザミが繁茂して地域の住民からも苦情が寄せられています。新規の計画地では、ノシバの生育地での工作物設置で太陽光が遮断されればノシバが果たしている機能を喪失する恐れがあります。湿地に関しては湿地そのものだけでなく周辺の環境の改変で、集水環境の変化を招き湿地の保全に影響を与える恐れがあります。県 RDB の高ランクの種が複数種多数生育し、沿岸部では生息地が減り続けている昆虫が相当数生息しているにもかかわらず大船渡は事業者任せで保全策を示していません。国内の自治体の中には湿地の周辺の開発は禁じられていると聞きます。岩手でも湿地の保全策について具体的な指針を示していただきたいです。</p> | <p>本指針は、本県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針として、自然環境の保全について一般的な方向性を示すものです。なお、ご意見のあった太陽光発電所建設を含め、実際に事業を行う際には、関係法令等の趣旨に従い、その適切な運用を図っていただきたいと考えています。</p> | D（参考） |

| 番号 | 意見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への反映状況 |
|----|--|--|----------|
| 4 | <p>岩手県の野生生物にたずさわる専門家が少なく、専門家のかたがたに過重負担になっているように思います。広い岩手県の自然環境を「自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針」というのであれば専門知識を持つ方を増員し、県内の自然観察や保護を実施している団体個人との連携を強めることも必然と考えます。フィールドを持ち日常的に観察をする県民市民から寄せられる情報を集約するような窓口を開設してはどうでしょうか。希少生物を確認しても他言することで喪失することへの不安から口を閉ざしている方も多いです。以前取組んだ生き物調べとは手法を変えて、今はスマートフォンや携帯電話でも位置情報が確認できるのだから、写真を添えて送信していただけないのでしょうか。希少生物の存在を専門家が確認しやすくなり、保全策も取りやすくなるのではないのでしょうか。</p> | <p>本県においては、自然公園内における風致景観を保護管理するとともに、公園利用者に対する適切な指導を行うため、県内の自然公園の主要な地域に自然公園保護管理員を配置しています。また、県内の国定公園や県立自然公園、自然環境保全地域における、利用者に対するマナーの普及啓発や高山植物等の自然解説などを行うグリーンボランティアの制度を導入しており、これらの方々からは、適宜、自然公園等における情報を提供いただいているところです。いただいたご意見は、これらの施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> | D（参考） |
| 5 | <p>本案は現状の分析にとどまっており、今後の地殻変動、巨大噴火や巨大津波のリスクを全く考えていないように見受けられる。また、時間の経過と共に極大化していく地球温暖化のリスクも考えていないようだ。その意味では、本案にそもそも「何の意味・意義が存在するのか」理解不能である。立案者には、今後の巨大災害によって岩手の自然が確実に変化し失われる事が不可避である現実を直視してほしい。「人が自然の保全に努力しても、地球温暖化と巨大災害で自然は失われる。人の努力は無力である」現実を直視する所から、本案をゼロベースで改定してほしい。</p> | <p>本指針は、本県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針として、自然環境の保全について一般的な方向性を示すものとして策定しているところです。いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。</p> | D（参考） |

| 番号 | 意見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への反映状況 |
|----|--|--|----------|
| 6 | <p>生息・生育環境の評価について、植生自然度を用いているがこれだけでは不十分ではないか。</p> <p>植生自然度は絶対評価である。その地域で少ないという希少性（相対評価）も必要な指標である。なぜなら、植生に依存している生物があり、その植生が希少であるということは、その植生に依存している生物も希少であるからである。</p> <p>例えば農地が優占する地域での森林植生は希少なものであると言える。このようなものも評価すべきではないか。</p> | <p>本指針における生息・生育環境は、「自然度」のほか、ご意見にありましたような希少性に着目した「特定植物群落」を用いて評価していることから、4ページの「(1) 生息・生育環境の評価」の文言を「表2による植生自然度と特定植物群落の2つによって評価しています」に修正します。</p> <p>※ 下線が修正部分</p> | A（全部反映） |
| 7 | <p>岩手県内で減少している植生という視点も必要である。半自然草地は近年急激に岩手県でも減少している植生であるので、もっと大きなポイントを与えるべきであると考えます。</p> <p>もしくは植生自然度とは別に「面積変化」という尺度を与えて評価してはどうだろうか。</p> | <p>改定指針における「自然度」は、環境省が定めた全国共通の指標に対し、「岩手県自然環境保全指針改定検討委員会」での検討結果を踏まえ、極めて重要と考えられているシバ草原を植林地より高く評価する等、本県の現状を踏まえた再構成や再区分による配点の見直しを行っています。</p> <p>また、「面積変化」による評価については、岩手県全体を網羅した植生変化の情報が得られないことから、今回改定では評価手法とせず、今後の参考とさせていただきます。</p> | C（趣旨同一） |

| 番号 | 意見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への反映状況 |
|----|--|--|----------|
| 8 | <p>絶滅危惧種による評価について、どの種がどれくらいいるかという評価は、作業量に左右されやすく、岩手県のような大きな県土を持っているとこれだけで評価するのは難しいのではないかと。希少種ではないが、重要な生態系の目安になる生物の分布も利用してはどうだろうか。</p> | <p>平成11年に本指針を策定した際には、ご意見にありましたような希少種以外の「大中哺乳類」、「鳥類指標種」も評価対象としていましたが、今回の改定においては、岩手県全体の主要な生物群を網羅し、1km四方（3次メッシュ）の精度を維持する資料として、「岩手県自然環境保全指針改定検討委員会」における検討内容を踏まえ、「いわてレッドデータブック（2014年版）」の選定種が最適と判断し、これを評価対象としています。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> | D（参考） |
| 9 | <p>身近な自然について、公園などの新設などがあつた場合、このリストは更新するのでしょうか。市町村によって考え方に違いがあり、リストに上がっている箇所数に大きなバラツキがあるようだ。このようなバラツキをなくすように市町村の担当者に丁寧に説明してリストを作成するべきではないでしょうか。</p> | <p>今回の改定においては、各市町村に対し、身近な自然の趣旨を説明した上で見直しを依頼し、取りまとめた後も再度確認いただくなど、市町村の意向を尊重するよう配慮して作業を行っています。なお、身近な自然は主観的要素が大きいことから、市町村ごとの数に制限を設けたり、数を調整したりすることはしておりません。また、1ページの「2指針の性格」にあるように、今後の環境変化や新たな調査資料・情報によって、指針の内容は更新されていくものです。</p> | C（趣旨同一） |

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

| 区 分 | 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| A（全部反映） | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B（一部反映） | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） |

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。